

平成21年度4月～6月随意契約(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	契約金額	備 考
液体クロマトグラフ・質量分析装置一式賃借及び保守	平成21年4月1日	昭和リース株式会社 新宿区四谷3-12	当該液体クロマトグラフ・質量分析装置は、畜産動物に残留するごく微量の化学物質の同定・定量を目的として使用するもので、本装置一式は、当業務が要求する仕様基準を満たしたそれぞれの装置を、一体のシステムとして運転制御できるように構築されているものである。当業務には現システムが必要不可欠であり、検査途中で機種の変更を行うことは検査の信用性からも不可能であり、また、新システムに変更する際には、事前の準備が相当に必要である。以上により、業務を円滑に運営していくためには、現システムを継続して使用する必要があることから、契約をする上で競争を許さない。よって昭和リース株式会社による随意契約を締結する。(会計法29条の3第4項)	5,077,800	
医薬品副作用システム等保守	平成21年4月1日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	本システムは、東芝ソリューション株式会社がソフトを開発し東芝製のハードウェアで運用されているためシステムの維持・保守業務については他社が行うことは難しい。よって契約の相手方として他の業者は認められず、他に競争を許さない。よって東芝ソリューション株式会社による随意契約を締結する。(会計法29条の3第3項)	2,983,630	